

議事日程 (4)

平成26年9月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第49号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第2 議案第50号 芦屋町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第3 議案第51号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第4 議案第52号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第53号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第54号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例及び芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第55号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第56号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第57号 芦屋町長期継続契約に関する条例の制定について
- 第10 議案第58号 遠隔テレビ装置購入契約の締結について
- 第11 議案第59号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第60号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第13 議案第61号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第62号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第15 認定第1号 平成25年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第16 認定第2号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第17 認定第3号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第18 認定第4号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第19 認定第5号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第20 認定第6号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について

- 第21 認定第7号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第22 認定第8号 平成25年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
- 第23 認定第9号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第24 発議第4号 集团的自衛権の行使容認に反対する意見書について
- 第25 発議第5号 玄海原発の再稼働に反対する意見書について
- 第26 請願第2号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書について
- 第27 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について
- 第28 請願第4号 芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）設置を求める請願書について
- 第29 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について
- 第30 同意第4号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第31 同意第5号 監査委員の選任同意について
- 第32 同意第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第1 発委第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について
- 追加日程第2 発委第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書について

【 出席議員 】 （13名）

- 1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
- 5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
- 9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
- 13番 横尾 武志

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 13名

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

議題に入ります前に、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。先般、一般質問があったわけですが、その中で、今井議員の一般質問の中で、マニフェストの公表に関して、福岡県に聞いてくださいとの発言がございました。つきましては、議長のお許しをいただきましたので、福岡県の見解を含め説明をさせていただきます。

今井議員の発言は要約するとマニフェストの公表は、

1. 政治目標と行政目標を混同している。
2. 選挙活動のマニフェストを評価する必要はない。
3. 公金を使って選挙目標を公開しているが、間違いだと思う。
4. 出すのであれば、個人の費用ですべきである。

という要約すれば、4点ほどのご指摘があったかと存じます。このことにつきまして、次のとおり、町としての考え方を申し述べさせていただきます。

私は、1期目もそうでしたし、2期目においても40項目の政策目標を掲げて選挙に臨んでおります。これがマニフェストです。そして、住民の皆さんから芦屋町長に当選させていただきました。この選挙時に掲げた政策目標を行政の執行機関として、これを公約なものにするための手続が必要になります。その手続は総合振興計画のそれぞれの項目ごとにおいて、マニフェストで掲げた政策目標を進めていくために、これを実施計画に計上し、町における公の政策として位置づけるというものであります。全国津々浦々で政策目標を掲げた、いわゆるローカルマニフェスト選挙が行われていますが、選挙時の公約を公の政策として進めるための手続を経て、事業化、予算化あるいは法制化がなされております。

芦屋町も同様にこのような手続を行った上で、住民の代表である議会において、予算や条例の議決をいただくなどして総合振興計画にかかる町の政策として進めてまいりました。そこで、マニフェストの公表に関する福岡県への確認ですが、これについては県の選挙管理委員会及び福岡県市町村支援課に問い合わせしております。まず、選挙管理委員会の見解は、公務ということであ

れば公職選挙法は適用外である。個人であれば、政治活動となるが、問題はない。

次に、福岡県市町村支援課の見解は、マニフェストは有権者との約束である。住民の期待を受けて当選者となったものであり、町で評価、公表しても法に触れるものではないとの回答をいただきました。つまり、福岡県の見解としては公務ということであれば特に問題にはならないというものでした。つきましては、選挙時に掲げました40項目の政策目標を、公の政策として位置づけるため総合振興計画にかかる実施計画に計上し、これを公務として進めてきたことについて、公の広報などでその進捗状況をお知らせすることについては問題はないものと考えております。

以上でございます。

今井議員の質問にはその場ですぐ回答ができませんでしたが、問い合わせました結果、こういうご返答をいただいておりますことをご報告させていただきます。

○議長 横尾 武志君

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

お諮りします。日程第1、議案第48号から日程第29、陳情第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第11号、平成26年9月18日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第57号、満場一致により原案可決。

議案第59号、満場一致により原案可決。

議案第60号、賛成多数により原案可決。

議案第61号、賛成多数により原案可決。

議案第62号、満場一致により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第7号、賛成多数により認定。

認定第9号、満場一致により認定。

発議第4号、賛成少数により原案否決。

発議第5号、賛成少数により原案否決。

請願第2号、賛成多数により採択。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告第12号、平成26年9月18日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第49号、満場一致により原案可決。

議案第50号、満場一致により原案可決。

議案第51号、満場一致により原案可決。

議案第52号、満場一致により原案可決。

議案第53号、満場一致により原案可決。

議案第54号、満場一致により原案可決。

議案第55号、満場一致により原案可決。

議案第56号、満場一致により原案可決。

議案第58号、満場一致により原案可決。

議案第60号、満場一致により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第2号、満場一致により認定。

認定第3号、賛成多数により認定。

認定第4号、満場一致により認定。

認定第5号、満場一致により認定。

認定第6号、満場一致により認定。

認定第8号、満場一致により認定。

請願第3号、満場一致により採択。

請願第4号、賛成者なし。したがって不採択。

陳情第1号、満場一致により採択。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成26年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成26年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康

づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....
平成26年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....
平成26年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは請願2号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願について委員長にご質問いたします。

この請願はですね、国の大もとに関わる憲法を変えようということですから、十分な審議が行われることが必要です。そういった点ですね、どういった審議が行われたか伺いたいと思います。まず3点について伺います。

1点目は請願者である日本会議福岡がどのような団体であり、また例えば行動綱領とか規約そういったものがどのようなものか。また、憲法に対する考え方、憲法草案の内容はどのようなになっているか、こういったことに審議をされたのでしょうかということ。

2点目に請願の理由の中では、東日本大震災を引き合いにし、憲法改正を求めています、このことについてはどのような審議がされたのか。

3点目に意見書案では新たな時代にふさわしい憲法とありますが、どのような憲法であるということを目指しているのか。そういったことについて審議されたのか。この3点についてまず伺います。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政委員長 辻本 一夫君

ただいま、3点ほど質問がありましたが、今回提出されました請願書の内容はですね、本来は国政の場で議論されるべき非常に高度な内容であろうかということで、委員の方それぞれから、考え方を述べていただきました。その中で、日本会議の団体の中に審議内容とかありますが、今申し上げましたとおり、請願書に対するそれぞれの思いを語っていただいた、それだけです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、委員長の答弁はですね、私の質問には答えられていませんので、とにかくそういった審議はしたのかしていないのか。まず1点目にこれはしていないということでしょうし、こういった東日本大震災を引き金にした憲法についてどのような審議をされた、これについても委員会の中ではなかったというふうに。また新しい時代にふさわしい憲法というそういった論議でもなかったというそういった認識でよろしいのかというふうに思います。それではですね、今私が言った3点については審議していないという結果です。

それでは2点目にですね。日本国憲法99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」というふうに規定しています。国務大臣、国会議員に対して見解を求めるというものであり、立憲主義に反するというふうに私は考えますが、この点については論議があったのでしょうかということ。それと、もう1点はですね、国の大もとに関わる憲法をかえるということですから、やはり十分に審議するべきだと、そういった意見があったのか。また、そのために継続審議というそういった意見はなかったのか。この2点について伺います。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政委員長 辻本 一夫君

先ほども申しあげましたようにですね、この今の質問に対しての論議はありませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今いろいろな審議されましたかということについてはほとんどされていないということです。十分な審議もなくですね、変えなければいけない具体的な事例も必然性も示されておらず、ずさんでありにもですね、乱暴な意見書であり、私はこれを撤回する以外にはないということをお願いしておきます。

3点目の質問としてはですね、先ほど継続審議の問題も出ましたが、なぜ継続審議にしなかったのかということ。それとこれは紹介議員は今井議員がなっていますが、紹介議員を呼んで、これについて質問をしようと、そういったことをされたのか。してなかったら、なぜしなかったのかその2点について答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政委員長 辻本 一夫君

まずですね、継続審議の声がなかったかということですが、この件につきましては、なかったと思っています。〔発言する者あり〕あ、ありました。すみません。ありましたけれども、継続審査についての賛否をとったところ否決ということになりました。次に紹介議員の意見を聞かなかったかということですが、これについては聞いていません。

以上です。

〔発言する者あり〕

○総務財政委員長 辻本 一夫君

なぜというよりも、冒頭言いましたようにやはりこれ、それぞれの考え方があるわけです。したがって、もう早い話がその場でそれぞれ発言していただいて、後はその意見を集約したとそういうことです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

請願第4号、芦屋町議会内に調査特別委員会、百条委員会設置を求める請願書についてですが、これは本会議最初の日ですね、民生文教委員会に移され、付託され、その後先日、民生文教委員会のほうから連合審査会のほうに回され、全員の議員13名の議員でそれを審議しました。1時間でしたけれども、その中でいろいろなご意見や質問等がある中で、最終的にはこれをまた、民生文教委員会のほうに移されております。その結果、今書かれてありますように、賛成なし、不採択というように書かれておりますが、何かこの民生文教委員会の中でこの請願書についてご意見等、また賛成なしであれば、賛成する必要ないとか、これは反対であるとか、そういうようなご意見等はあったものでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 小田 武人君

妹川議員の質問に回答いたします。

この件につきましてはご承知のとおり、これは総務財政常任委員会とともに開かれた連合審査会で議論がなされました。それはもうご承知のことと思います。したがって、民生文教常任

委員会が付託をうけておりましたので、これについては民生文教常任委員会において、討論、採決をした結果、不採択になったということでございます。別に意見は出ておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

先ほどの川上議員とも関連しますが、そのような民生文教委員会の中でですね、請願人を参考人として説明を聞くとか、それとか連合審査会の中でも、いわゆる会議規則の中で、芦屋町議会会議規則の中で参考人や、参考人といえば請願者とか関係する地主さんとか、それから、行政の方を呼んで連合審査会で審査をするべき、そのような私も発言をしたわけですけど、それは取り入れられませんでした。であれば、民生文教委員会に回すと、返すということであれば、そのときに参考人として請願人14名いらっしゃいますけど、その中で何人かの方とか行政を呼んで話を聞くとか、それからそういう地主の方とか行政の方を聞いて、お話を聞くというような話についてはいかがでしたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 小田 武人君

民生文教常任委員会ではそういう意見は出ておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ではそういうような百条委員会設置の請願人の14名の方、そして711名の方の重たいといましようか、そういう思いを込めた百条委員会設置でこの特別養護老人ホームの疑惑について、そういう問題点について、説明責任を果たしてほしいという願いは、結局的には何もそんなに審議されないままに民生文教委員会ではなされたということでもいいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 小田 武人君

このことについてはですね、ご承知のとおり連合審査会、議会議員全員で議論をしたほうがいいよと、議員全員で議論すべきであろうということの中で、連合審査会を開いているわけですから、その中でいろいろな意見が出されたわけですから、私どもの民生文教常任委員会は付託を受

けておりますけど、それについての議論をすることは、いささか違うんじゃないかなということ
で連合審査会に諮ったわけですから、我々の民生文教常任委員会では討論、採決を行ったのみで
ございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございますが、まずあの今回の議案第60号の一般会計補正予算の内容で、ペー
ジ数、18ページ、19ページの小中学校のパソコンの導入といったところで、質疑をさせてい
ただきました。つきましては民生文教委員会の中でどのような審議をされたか委員長にお尋ねし
ます。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 小田 武人君

議案第60号、これにつきましては、ページ数18、19については所管がこれは学校教育課
でございます。したがって学校教育課のこの案件に対する民生文教常任委員会を9月10日の1
5時から開催いたしまして、いろいろと審議をしたわけでございますが、刀根議員のほうから、
初日の質疑の折にですね、意見が出ておりましたけれど、そういうことも踏まえた中でですね、
それぞれの議員さん方からいろいろな意見が出されました。その意見の中でですね最終的にはレ
ンタル方式がよかろうという結論が出まして、これ採決の結果ですね、満場一致で原案可決した
というところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第49号から、日程第29、陳情第1号までの各議案について、順不同により
討論を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

認定第1号、平成25年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の討論を行います。

理由の第一は、戦争をする国を目指し、生活破壊を行う安倍政権に対して、期待感をにじませる評価になっていること、住民の福祉を使命とする地方自治体としては容認できません。

2点目は、保育に対する公的責任を放棄し、指定管理により直営の公立保育所をなくしてしまったこと。

3点目に、芦屋中央病院の独立行政法人化に道を開き、住民の声や議会のチェック機能が後退すること。

4点目に、公務員としての働きがいなくす人事院の勧告どおり、職員の給与削減や構造改革路線を推し進めている姿勢などです。反面、子ども医療の拡充や少人数学級など、多くの町民に喜ばれる施策などは評価されるものです。

最後に平成25年度一般会計予算は、大もとのところで国のいいなりに、公的責任を放棄し、交付税削減や民間委譲を推し進める姿勢に追随するものとなっていることは残念です。町政運営にあたっては、住民が安全に暮らせるよう、地方自治に示されるとおり、住民の福祉に邁進することを目的に、国が押し付ける住民負担から、住民を守る防波堤となることを強く求めて討論いたします。

認定第3号、平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を別枠の医療制度に囲い込み、高齢者に高い保険料を負担させ医療費の削減を図る差別的な医療制度です。保険料は2年ごとに改正され、医療費の増加に応じて引き上げられる仕組みになっています。本来必要な医療が受けられない事態が広がっており、高齢者の怒りが大きくなっています。この制度が始まって6年目になりますが、この芦屋町でも保険料が払えずに滞納される方がふえてきています。4名の方が滞納され、3名の方が短期証が発行される事態が生まれています。この制度を続ける限り、高齢者のこのような問題は解決しません。したがって差別的な後期高齢者医療制度はすぐに廃止し、もとの老人医療制度に戻すことが必要です。

以上のことから反対いたします。

発議第4号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書に対する賛成の討論を行います。

集団的自衛権の行使は日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するというもので「海外で武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外すことにほかなりません。

従来、政府は、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」とし、憲法上許されないとしてきました。日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争の道に引き込むものです。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊です。集団的自衛権は、アメリカのベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン戦争などの口実として使われてきました。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定を持ち出して、憲法違反の武力行使を正当化するのは、大きな間違いといわなければなりません。

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」と述べると共に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、安全と生存を保持しようと決意した」としています。世界でも今、戦争ではなくて平和・外交的な努力で問題を解決することが大きな流れとなっています。東南アジア諸国連合では、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきています。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本が進むべき道です。

世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が60%で賛成を上回っています。日本弁護士会や歴代の内閣法制局長官も反対の声を上げています。また、このことに危機感を抱いている人は、保守的立場の人の中にも多数おられます。戦後自民党の中樞を担ってきた方々が、こぞって安倍政権に苦言を呈しています。古賀誠元自民党幹事長、海部俊樹元首相、野中広務元自民党幹事長たちです。加藤紘一元自民党幹事長はこのまま進めば徴兵制の危険もあると指摘しています。安倍政権は自民党政権というより、極右政党、軍国主義復活をたくらむ勢力に牛耳られている感があります。

日本共産党は「反戦・平和」を貫いてきた党として、集団的自衛権行使の解釈改憲を強引に押し進める安倍政権に強く抗議の意を表明するものです。本意見書案の趣旨は、解釈改憲によって集団的自衛権の行使容認することに反対するものです。「解釈改憲はだめだ」この一致点で立場や考え方、党派の違いを超えた賛同を心から呼びかけまして賛成討論とします。

次に、発議第5号玄海原発の再稼働に反対する意見書について賛成討論を行います。

原発の再稼働になぜ反対しなければいけないのか。大飯原発差し止めの判例を紹介したいと思います。2014年5月21日福井地方裁判所において、大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる判決が出されました。そこでは、まず憲法で保障された人格権を最優先しています。判決理由では「生存権を基礎とする人格が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされる」としており「人格権は憲法上の権利（13条・25条）、また人の生命を基礎とするがものであるがゆえに、わが国の法制化においてはこれを越える価値観をほかに見出す

ことはできない」と宣言しています。原発と人類が共存できないことをまず第一に指摘しています。

第二に、他の技術とは異なる原発の本質的な危険性を繰り返し強調しています。しかも時の経過によってその被害が拡大していることも原発特有の特徴であることを指摘しています。

第三に、原発の安全神話に厳しい断罪を下しました。確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに、初めて成り立つ脆弱なものと認めざるを得ないということを指摘しています。

第四に、国民の命よりコストを優先する考え方をきっぱりと退けています。住民らの人格権と電力との安定供給や、コスト問題を天秤にかけた関西電力側の議論を法的に許されないと強調しています。判決では「たとえ本原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」としています。こうした司法の判決を無視して、あくまでも再稼働に固執する電力会社の動きは許せません。

しかも、玄海原発は他の原発以上の炉心のもろさが指摘されています。事故が起こってからは取り返しがつかないことは、今の福島を見れば明らかです。避難計画も事故の発生から数日を要し、それも全てが順調にいった場合のみの試算です。避難計画とはほど遠いものとなっています。この芦屋町にも大きな影響を及ぼす玄海原発の再稼働を許さない意見書を、子どもたちの未来を見据えて採択されることを願って賛成討論いたします。

続きまして、請願第2号に対する反対討論を行います。

日本国憲法は、いうまでもなく恒久平和主義と、国民主権、基本的人権の尊重を三大原則とした日本国の最高法規です。憲法をもとにあらゆる法律、条例がつくられるのはもちろんのこと、憲法の条項の一つ一つは国民に保障する権利の定義が中心で、国家が国民に対して権力をみだりに使えないよう制限をかけることが大原則となっています。世界の国々からは、あの悲惨な戦争を経て、二度と戦争をしないと誓った日本の平和主義に高い評価が寄せられ、世界に広げる運動も起こっていることは広く知られているところです。

この重要な憲法を、「早期に変えよ」との意見書案が、今議会、今井議員より提案されていますが、この意見書案には変えなければならない具体的な事例も、必然性も示されておらず、ずさんでありにも乱暴な意見書案となっています。国の大もとである憲法を変えるというのであれば、数の力で意見書を上げるのではなく、具体的内容を示し、国民的議論をしっかりと保障することこそ議会は力を尽くすべきだと考えます。以上を述べた上で、三つのことを指摘しておきます。

一つは、施行以来、一度も改正が行われていないことが、今、憲法改正を促す理由に当たらないことです。よく改正の引き合いに出される新しい人権などは現在でも包括的人権保障を定めた

憲法13条、「生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利」などによって対応でき、プライバシー権や環境権を保障しています。憲法を新しい人権に対応させるために改正するというのであれば、まず、その人権の性質、具体的内容等をもって国会などで十分に議論を尽くすべきですし、そのうえで法律をつくれればいいのです。このような過程が国民に示されない中で「新しい人権」を憲法改正の理由にすることはできません。むしろ一度の改正も行われていないということは、現行憲法が長い間、国民に受け入れられ、支持されてきたことを示すのではないのでしょうか。

7月1日に安倍政権が、憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認する閣議決定したことに対し、共同通信の調査では60%の方が「妥当だったと思わない」と答え、不安感を表しています。多くの住民から急いで憲法を変えよとの声が寄せられるどころか、今、憲法を守れとの声が大きくなっています。戦後70年近くにわたり戦争を行わず、戦争によって殺し、殺されることがなかったという事実は世界に誇るべき日本の財産であり、今でも続いています。それは多くの国民が憲法の理念を大切にしてきたからです。

二つ目は、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化を述べている点です。確かに今、中国や韓国などの周辺諸国との関係は悪化しています。しかし、その大きな原因は、安倍内閣の歴史認識や行動にあるのであって、現行憲法が理由などでは決してありません。また、北朝鮮からの武力攻撃の懸念では、現行憲法下でも個別的自衛権によって対応可能であり、そのことは現在までの政府解釈でも明らかなはずですが、それにもかかわらず、なぜ今、憲法改正が必要なのでしょう。良好な外交関係は、あくまでも平和的な国家間相互の対話を通じて築かれるべきものです。日本と周辺諸国の関係悪化の原因を分析せずに、いたずらに脅威をあおる意見書の認識は誤ったものと考えられます。

東アジアでは武力による威嚇または行使の放棄や紛争の平和的手段による解決など日本国憲法と共通する目標を明記する、東アジア友好協力条約（TAC）がいまや24カ国を組織するなど、憲法9条と響きあう戦争放棄の流れは世界に広がっており、憲法9条をなきものとして武力によって平和を維持しようとするという考えこそが時代遅れとなっています。また、東日本大震災を引き合いに非常事態規定のない現行憲法の欠陥が明らかとなり、緊急の改定が必要であるとしていますが、政府が非常事態に対応できていないのは憲法のせいでしょうか。福島原発事故が起きたのは憲法の責任でしょうか。責任は安全対策をとらないまま、原発大增設を進めてきた政治の側にあります。大飯原発運転差し止め判決にあるように「わが国の法制化においてこれを超える価値をほかに見出すことはできない」としています。つまり、70年たっても国の政治が憲法に追いついていないということです。

三つ目は、国民がみずから判断する国民投票を実施しようとしています。各種世論調査でも安倍内閣が推進しようとしている憲法9条や96条の「改正」については、反対が上回っています。

す。国民の意思を考えると、その必要はありません。日本国憲法は、人の命を戦争で奪ったり奪われたりしない戦後の69年の歩みをつくってきました。世界と日本の人々の大きな犠牲の上につくられた平和の歩みを妨げる憲法改悪、国の方向転換をしてはならない。戦争する国づくりはしないという国民の声は大きいのです。そこに耳を貸し、心を寄せ、現日本国憲法を守ることこそ21世紀の平和国家づくりであり、日本の揺るぎなく進むべき道です。

日本国憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する責任を負う」と規定しており、特別公務員である議員も、この条文の趣旨に沿った議論・判断をしていく義務を負っています。今回の意見書案は、国民の平和への思いを踏みにじり、議論が深まってない段階で、憲法改正を政治主導で急ぐあまり、具体的な内容のないものです。

石川県加賀市議会では「国民主権を定めた憲法のもとで憲法擁護義務99条を負っている国務大臣及び国会議員に対して改憲を求めるものであり、憲法の明文に違反するものである」との申し入れに議会が意見書案を取り下げています。また国民の中からも「憲法は国家の在り方、目指す方向を決めたもので、70年間改正していないなど、漠然とした理由で国民投票を求めるのは言語道断で議会の見識が疑われる内容である。」との抗議の声が上がっています。意見書を採択することは芦屋町議会の見識が問われることだけではなく、日本の未来に重大な禍根を残すものです。また、集団的自衛権をめぐる緊迫する情勢のもとで国民の不安に背を向け、安倍政権が進める戦争をする国づくりに手を貸すものといっても過言ではありません。今こそ、憲法9条を生かした平和外交に徹するよう国に求めると共に、憲法にうたわれた国民主権、基本的人権が踏みにじられている現状に鑑み、住民の暮らし、福祉、幸せに生きる権利の擁護と拡充に努めることこそ、議員の責務であることを申しあげて反対討論といたします。

長くなりますが、最後に請願第4号、芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）設置を求める請願書について反対討論を行います。

百条調査の目的は、地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事件等に対し、当該不祥事事件等が発生するに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか、不祥事等が起こった背景はどのようなものがあるのか、事務の執行が適正に行われていたのか、そして今後どのようにすればこのような不祥事事件が起こらないような体制を築くことができるのか。つまり、当該団体として当該事件の再発防止するにはどうすればよいのかについて調査することを目的としています。

地方自治法に基づく百条委員会における虚偽の陳述の認定は、3カ月以上5年以下の禁固という処罰を前提とした刑事告発の対象となっています。また出頭を拒んだり、虚偽の陳述をしたときは議会が告発を行います。このような強力な百条委員会が真に住民の立場に立って行使される

なら、地方行政の民主化に大きい役割を果たすことは明らかです。しかし、逆にこの百条調査権が特定の利害関係者の立場から取り上げられ、不法に行使された場合には議会制民主主義を破壊することにつながります。それだけに百条委員会の設置は慎重を期すべきことです。法を犯した疑いがあると認定された人たちの名誉毀損や誣告罪などの訴えがされることもありますから、その設置については事実と証拠に基づいて確固たるものとしたものではないけません。請願者が主張する推測や見解の違いなどを理由に百条委員会を設置した場合、逆に訴えられたときに、耐えうる事実認定とならないというふうに思われます。連合審査の中で、請願の中身は審査しましたので個別には論じませんが、結論として百条委員会の設置については、町の一部手続きに不適切なところはあるが、それが疑惑になるとはいえず、現時点では百条委員会をつくる客観的な条件はないと考えます。今後の審議の中で疑惑の確証が明らかになれば特別委員会を設置し、さらに調査する中で必要性が出れば百条調査権を行使すべきと考えております。

最後にこの百条設置問題、また特養問題がいたずらに政争の具にならないように願い、この論議に使った時間とエネルギーが生活に苦しむ多くの住民や高齢者、障害者など弱い立場の人に立った人たちにどうしたら町政の光を当てることができるか、こういった論議に使うべきであったということを述べて討論いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。

発議第4号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、反対の立場から討論を行います。

この意見書は集団的自衛権の行使容認に反対する内容になっています。戦後、70年近く、平和主義のもとで憲法の解釈による対応をしてきた日本ですが、昨今、中国は発言力強化や軍事的行動、北朝鮮は弾道ミサイル発射実験などを繰り返しており、日本の防衛、外交問題においては予断を許さない緊張局面にあるといっても過言ではありません。特に、中国との間では尖閣列島の領有権をめぐる関係悪化が続いており、平和主義だけではどうにもならない状態に陥っています。中国機の異常接近、中国公船の領海侵入など軍事衝突の懸念を払拭できない、異様な事態の中で、海上自衛隊、航空自衛隊や海上保安庁などは、昼夜を問わず生死をかけて、懸命に日本の領土、領海、領空を守っているのです。今のような時代に危機感を持つのは日本人であれば当然のことで、国としても国民を守る責務があります。政府はこのような背景から集団的自衛権の行使容認を急ぐことにしたのではないかと考えます。

日本は憲法第9条で戦争を放棄しており、他国を応援する戦争はできないから、集団的自衛権

は使えないという考えで今日まで来ていると思いますが、日本国民を脅かす緊迫した状況下であるがゆえに、憲法の改正も視野に集団的自衛権の解釈を変える時期に来ていると私は考えます。また、日本はアメリカと安全保障条約を結んでいます。もし、日本が他国から攻撃されたら、米軍が日本を守るために行動することになっています。もし、米軍が他国から攻撃されても、日本の自衛隊は米軍を守ることができません。米軍が困っているときに手助けしないのに、日本が困っているときだけ米軍にお願いすることはできないのではと考えます。そのような事態が起きたら日本が国際的な非難を浴びることは明白です。ですから、憲法の解釈を変えて集団的自衛権の行使を認めるべきだという考えがあるのは、必然のことだと考えます。

政府が閣議決定した集団的自衛権の行使容認は中国が尖閣諸島に対して、武力を行使すればアメリカが出てくる可能性が高くなります。そうすると中国は武力行使がしにくくなるのではないかと考えます。また、国際貢献PKO活動、外国でのテロや人質事件など、国際情勢の変化にも対応できない状況であれば、これまでの憲法解釈で国民を守る対応にも限界が来ているということだと考えます。したがって今後国会、国政でしっかりと議論されると思いますが、私は集団的自衛権の行使容認をすべきだとの考えですので、自由民主党の政策に賛同する立場で本意見書についての反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

11番、益田です。

発議第4号に対し反対の立場から討論をいたします。

公明党は結党以来、福祉の党公明党、平和の党公明党として頑張ってまいりました。山口代表は一貫して「平和」という立脚点を外さず、憲法との規範性、政府解釈との論理的整合性などを厳格に問い続けてまいりました。党员・支持者の皆様からも、なぜ今見直したのか、公明党は平和の党の看板をおろしたのではないかと等々の厳しい声があったのも事実でございます。しかし、国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任です。ところが、核兵器や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威に直面しているほか、領域をめぐる国家間のトラブルやテロ攻撃など、アジア太平洋地域には、いつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存在しています。こうした日本をとり巻く安全保障環境の変化への対応が求められているところでございます。よって、公明党は与党として安全保障法制整備の方向性や考え方を明確にする必要があるとの判断し、議論に議論を重ねてきたものであります。武力紛争を未然に回避するための外交努力は当然であります。しかし、その一方で、国民の命にかかわるような、万が一の事態が対応できるように、しっかりと安全保障法制を整備することが必要であるのではないのでしょうか。今できる

ことの万全の備えをすることで紛争を予防する力、抑止力が高まり、日本への攻撃の意図をくじくこともありではないかと思えます。

公明党は一貫して「政府が長年取ってきた憲法解釈を外れてはいけない」「丸ごとの集団的自衛権を認めることは断固反対」と訴えてまいりました。閣議決定の核心は憲法9条のもとで認められる自衛の措置、武力行使についての高村座長試案の3要件であります。自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている1972年の考え方はかわっていないと言われております。

72年見解の根幹は「自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根幹から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認される」との部分です。新3要件はこの論理を守り、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示していると言われております。

閣議決定には武力の行使は「わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容される」とあります。あくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしたものです。いわゆる集団的自衛権の行使は認めていません。横畠内閣法制局長官も国会答弁の中で、閣議決定について「他国防衛の権利として観念される、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものでない」と明言をされております。また高村試案の新3要件を党内で議論に議論を重ね、自衛権発動の要件のうち、三つあります座長試案の全部でございますが、その中にわが国に対する武力攻撃が発生したこと、または他国に対する武力攻撃が発生しというので、この他国というところがあまりにも幅が広いので、公明党といたしましては、我が国と密接な関係にある他国ということにさせていただいたわけですから、2番目にはこれをその後に1番の続きですけれども、自由及び幸福追求の権利が根幹から覆される危険ということでありましたけれども、明白な危険ということに、ここも言葉を付け加えさせていただいております。それと、3番目のところに、武力の行使であっても自衛の措置としての武力の行使に限られるという変更もされております。こういったものを座長思案の中に公明党としても全力で取り組ませていただきまして、修正をさせていただいたということも聞いております。そういうことを鑑みて今回は、

この発議第4号に対しましては反対討論といたします。

それから、発議第5号に反対の立場から討論をいたします。

公明党の石井政務調査会長は公明党の考え方として、公明党の原発政策について述べております。原発への依存度を徐々に減らして、将来的に「原発に依存しない社会・原発ゼロ社会」を目指します。そのため原発の新規着工は認めません。また、建設後40年を経た原発の運転を制限する制度を厳格に運用してまいります。その上で、できるだけ速やかに原発ゼロ社会を目指すために、省エネルギーや太陽光や風力といった再生可能エネルギー導入推進を図り、火力発電の高効率化を進めてまいります。これは自民党との政権合意でも可能な限り原発への依存度を減らす

ということで一致をいたしております。

それから原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会が新たに策定した、新しい規制基準を満たすことを前提に、国民の理解を原発立地地域の住民の理解を得て再稼働するか否かを判断するとなっております。その新基準では、以前の技術で設置された原発を最新の知見に基づいて見直す、バックフィット制度や活断層などの徹底的調査を進めることなどが盛り込まれており、世界一厳しい基準ではないかとも言われています。安全に十分ということはなく、今後も不断の努力が必要ですが、新基準による規制は信頼に足り得る内容だと思っております。よって私は、公明党の議員として発議第5号に反対の討論といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

はい。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

私は議案第60号の平成26年度芦屋町一般会計補正予算につきまして、反対の立場から討論を行わせていただきます。

まず、その一般会計の18ページ、8款5項1目に芦屋町の住宅建設に関するですね、名称が芦屋町木造戸建て住宅耐震改修補助金という事で、120万計上されております。私はこの事業そのものというものについては、実は大賛成でございます。ただ、やはりその事業の持っていき方、これがですね、先だって新築等改修等の場合につきましては、やはりそこに住居民といえますかね、いわゆる区に加入されている方を限定としてというふうな内容の中で話が進んでおります。しかし、今回の部分につきましては、そういった枠がなくなっているといったところでございます。やはり、一般会計の中でも申し上げましたとおり、今の時代、選択と集中であると。やる以上はやはり、どのような形でそれを達成していくのかということで、この改修なり、新築については区に入っているのが条件ですよ。耐震化工事については、区の加入は要件から外れますよということで理解ができません。やはり今の芦屋町の現状というのを考えてみたときに、現在62%ぐらいのところ、実際、委員会の中でも現在、活性化助成金出てるけど、加入率が落ちてますよといったところが現実としてあるわけです。そうすると、やはり、やる以上はどのような形でその分、例えば率を上げていくかということも関係団体等の協議も必要であると思しますので、やることはいいんだけど、やり方について反対だといったことでございます。

次に、同じく18ページ、これは学校教育費の中で、先ほど委員長のほうから報告されました。私たちやはり、あの中ではですね、自治法の考え方に基づいてそして事務を執行していく、そうするとその中にはですね、最小の経費で最大の効果を上げなさいよ。今の現状というのをどうみるかという問題かなと思ったんです。実際に私はヤマダ電機とかそういったところで、ノート

型パソコンというのを見ても、機能は少々よくても20万を超すようなやつはありません。まして大量に買うということになるともっと定価は落ちてくると思います。5年リースで総額2,600万。これは必要であればそれ以上の経費をかけたって、私は効果として上がればそれが一番いいと思っていますから。しかし、効果は変わらずにそういった形になるということ、それ自身が、私自身が理解できませんので、一応パソコンについてはですね、現状民生文教のなかでは満場一致といったことをございますけども、私自身がもっとそこで浮いた経費を福祉とかそういったところに回していく、もしくは通学の関係で回らない方に回していく、そちらのほうがひとつのやさしさに、住みやすい町、そういったものにつながっていくという観点から反対させていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

はい。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。

私は三つについて、反対の立場で討論させていただきます。

まずは発議第4号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書についてですが、基地を抱える芦屋町としては、政府や隊員に対し、この問題でむやみに刺激してはいけないと思います。隊員はいかなる状況にも立ち向かうという宣誓をしております。私の友人の自衛官は、こう言いました。「時の政府のその指揮下に統制されます。与えられた職務を全うするだけです。」と話してくれました。私の親父、元自衛官に聞いてもそう言います。この意見書については反対です。

次に、発議第5号、玄海原発の再稼働に反対する意見書についてです。

これについては、地元の佐賀県の玄海町の意向を大事にしたいと考えます。過日、8月3日ですね、こちら町長選挙が行われました。再稼働に積極的な現職が、3選を果たされました。次点候補も再稼働容認の元町議です。そして次の最下位の方は再稼働反対の候補でした。この方、なんとわずか86票なんです。9割以上も再稼働を望んでいるということから、ここの町が原発城下町として認知され、原発マネーに依存していることを、60キロ近く離れた私たちがとやかく言うべきでないと思うので、これについても反対します。

そして最後に認定第5号、平成25年度芦屋町給食センター特別会計決算について。

こちら歳出の給食事業費のところ、給食搬送業務委託料が昨年度より、約100万減額されております。これは昨年度初めて入札が行われたことにより削減されました。30年もの間、随意契約で事故も問題もなく契約更新してきました。随契がいけないという監査の指摘と財政当局の強い意向のもとで、昨年、指名競争入札が行われました。指名業者は、役場から提示された

仕様書、細かい指示が書き連ねてある仕様書に基づき、契約期間は1年間、双方異議のない場合はさらに最長4年間契約を延長することができる。そして、平成27年9月には競艇事務所の南側に移転します。そうなる業務がふえますよという内容の文章を、これらよく吟味し、とにかくこれを取らねばと死活問題だということで入札に参加しました。その契約金額が本当に適正かどうかこの議会で審査され、きょうが初めて認定されると、私は思うのです。

しかし、平成25年度実施計画(26～28年度)決定通知というのが我々の文書ボックスに放り込まれていました。平成26年6月11日芦屋町議会配布用とあります。これについて、全協で説明があったふうでもありません。その41ページに学校教育課給食センター係、このところで、学校給食センター建てかえがあります。これはわかります。26年度の計画期間の中に、「配送トラック購入の検討」と書き出してあります。いったいこれ、どういうことでしょうか。これ、業者が知ったらどう思うのでしょうか。例えば、もし、今年度新規業者がこの業務についてたなら、800万～1,000万もの投資をして、トラックのリース契約を5年くらい、5年はして、5年やってこの業務につくわけです。そこに対し、来年度はトラック買います。はい、さよなら。ということが果たしてできるのでしょうか。担当係は、仕様書の存在を知っておるのでしょうか。甚だ疑問に思う次第です。まだ認定されていない中で話が先に進んでいることによって、これは、私は、この認定については、断固反対させていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

反対討論に議案61号、平成26年度モーターボート競走事業会計補正予算、認定第1号、平成25年度一般会計決算の認定、認定第7号、平成25年度モーターボート競走事業会計決算認定、請願第2号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願について。この4点を反対討論といたして、次に賛成討論は発議第4号、集团的自衛権の行使容認に反対する意見書、発議第5号、玄海原発の再稼働に反対する意見書、請願第4号、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願。反対討論4件、賛成討論3件述べたいと思います。

まず、反対討論として平成26年度モーターボート競走事業会計補正予算についてですが、これは現在、宮崎県の陸の玄関と言われている宮崎駅前の商店街内に芦屋町が施行者となって、ミニボートピア宮崎の建造物を12月オープンを目指して、施設所有者が建設中です。この地は専門学校や医療施設、保育園、豊かな生活圏に恵まれた場所です。ボートピア誘致に賛成・反対という動きがずっと一年以上近く行われる中で、建設合意から今日まで宮崎駅前地区自治会並び

に宮崎駅前商店街振興組合の内部は組織も人間関係も一変していると。賛成・反対の中でですね、親戚やその地域の方にとってですね、非常に人間関係がぎくしゃくになってきていると。そういうふう聞いています。

ミニポートピアを開設するための条件は、地元自治区会の同意、地元組長の同意、地元議会の反対決議がないこととなっていますが、地元の同意のための総会が公平・公正でなかったとして、建設反対者の方々が宮崎地方裁判所に提訴していますが、本年7月18日に再度ポートピア誘致に賛成か反対かのやり直しのための臨時総会を開催しなさいというような判決が下されています。原告の主張が認められているわけです。しかし、かわった自治会長はですね、高裁に今控訴していると聞いています。マスコミ等でも、これは新聞記事等にもなっております。芦屋町が現地を直接駅前をですね、指定したわけではないでしょう。しかし、国土交通省、宮崎市、施設所有者などが地域住民の理解を得ずして強行してきた感があるのではないかと。

芦屋町にとっては年間7,000万円の利益が得られるとはいっても、これまで平穏であった自治会や商店街が二分化されるということを知ったときに、非常に胸を痛む思いでいっぱいです。また住みよい生活環境と人間関係が一変することを私としてはですね、非常に危惧するものですから、やはりこの宮崎市民の方とこの競艇事業を担当者の方々が十分に話をしながら協力を得ていただくというような形をとっていただきたいとは思っていましたが、一度も説明会には行っておられないということですから、私は反対せざるを得ません。

それから、認定第1号、平成25年度一般会計決算の認定に反対いたします。たくさんあるわけですが、そのうちの2点にわたって、芦屋町は顧問弁護士委託料として60万円が毎年計上されています。そのほかに今回ですね、高齢者福祉施設に関する裁判費用。文書非開示処分取消等請求事件に、いわゆる情報公開条例のもとに、田屋地区の22年度に申請された土地の地番はどこかという裁判に対して、芦屋町は非開示にした。そのところによって、行政訴訟を起こして開示せよということの裁判ですが、第一審では開示しなさいという行政訴訟ですね。それに関する弁護士費用。開示されるだろうと期待されていたと思うんですが、芦屋町は高裁に控訴した。それらの弁護士委託料合計は136万1,000円が公金として支出されています。芦屋町が留意事項を遵守し、適切な行政指導を行っておれば裁判沙汰にならなかつたはずですよ。なぜ控訴するんですか。そのこと自体が疑惑性を感じるのではないかと。税金の無駄遣いではないかというような形で行政訴訟をされているのではないのでしょうか。

2番目は財産貸付収入として、船頭町商業施設スーパーはまゆうの件です。賃貸料として今年度853万円が計上されております。これだけ収入があったということですね。賃貸契約書によれば15年間で建物建設費の約1億5,000万円相当額を賃貸料として芦屋町に入ってくるわけですが、今言ったように約1億5,000万円だけじゃないんですね。駐車場の造成費、外構

工事、そういうもろもろを含めれば、1億8,000万円かかっているわけですよ。それをなぜ1億5,300万円の回収でいいのかと。1億8,000万円、その差額の3,000万円は芦屋町の損失ではないか。また、駐車場も無償で貸し付ける。特定の民間事業者に便宜を図るようなことでよかったのかと、非常に疑問です。

当時地域に密着した、地域に根ざした店づくりをキャッチフレーズに買い物難民対策というようなキャッチフレーズですけれども、そのようなことになったのでしょうか。商店街の活性化につながったのでしょうか。商店街にお客さんが移動して買い物客がふえたのでしょうか。スーパー麻生から5年間は賃料を減額してほしいと要望されて、その減額分を5年後から増額するということでもなく、スーパー麻生に至れり尽くせりの船頭町駐車場活用事業でした。

本年度の商工会の通常総会会議議案書の平成25年度の事業報告書には次のようなくだりがあります。こういうのがあるわけです。会員事業所の経営環境では6月のマミーズ閉店に伴い小売店の減少が続き、近隣市町へ消費者の流出に歯止めがかからず、受注の減少や価格競争の激化など厳しい状況が続いており、ダメージが大きなものとなった。

私たちがあの当時、請願書が出ましたですね。見直してほしいとかですね。それからマミーズは撤退するのではないかというようないろいろなことが言われていましたが、わずか1年くらいですね、撤退してしまいました。なぜマミーズは撤退したのか。町は真剣に考えたことがあるのでしょうか。この責任は誰が取るのでしょうか。

あの当時、私も議員になっての最初の一般質問ではですね、実態調査をする中で私のニュースをちょっと読んでみますと、町民の皆様から次のような提言をいただきました。買い物難民対策として玄関先までの宅配サービスをやってほしい。日用品や食料品の宅配サービス、配達システムの確立、各地区公民館などで定期的な移動市場を開設。空き店舗対策、健康サークルいきいき健康づくり、生涯学習の場にしてほしい。商工会商店主、町、観光協会、町民による連携協議会を設置してほしいということ聞いて、私は一般質問したつもりです。

今何でしょう。今になって非常に商店街が活性化していないので、空き店舗をしようじゃないかとか、宅配の問題をやろうではないかとか今出ておりますけど、どうしてもっと2年3年前にそんなことができなかつたのでしょうか。見通しが甘いというか、こういう形で税金の無駄遣い、私はこういう形ですね、なされた年間853万円を計上されることについて、またこれあと13年近くこうなっていくんでしょうけど、私は毎年これ反対討論しなくちゃならないんですよ。はい、真剣に芦屋町は考えていただきたいと思います。

認定第7号、平成25年度モーターボート競走事業会計決算認定に反対します。ボートピア勝山は平成24年6月に無償譲渡契約を交わし、9月議会に補正予算が提案され、10月より芦屋町が施設所有者また施行者として営業を開始し、年間約7,000万円の純利益を得ているとい

うことになっておるようですが、私たちはあの当時、今から2年前ですね。無償譲渡契約を交わしている、じゃあそれを見せてくださいよ。見せられません。先日のボートの関係の方にも聞いたけど、見せられませんと。なぜ、見せられないんですか。ここにまた疑惑が発生しているのではなかろうかと思うんですよ。何かあるのではないかとこのように疑いますね。見せればいいじゃないですか。見てる人も何人かいらっしゃるじゃありませんか。なぜ見せない。こういう事ですね議案を提案するなんて議会を無視してますよ。軽視してますよ。ないがしろにしていますよ。そして、無償譲渡契約は地方自治法96条と芦屋町モーターボート競走事業条例違反の恐れがあるんじゃないか。

3番目にですね、勝山の地主がボートピア勝山の駐車場と道路の一部、約600坪の返還請求、裁判を起こしていますね。まだ係争中です。こういうようなことになっているボートピア勝山についてですね、もう少し町益だからと、地主をないがしろにして人権を農業者の尊厳を踏みにじってまでね、町益と言えるんでしょうか。

次は、請願第2号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願についてということで、反対討論ですね、これね。これはですね、インターネットでこう、出してみたんですけど、選択国民、21世紀の躍進する日本を創造するため憲法改正は喫緊の課題である。今こそ国民の英知を結集して、新しい時代にふさわしい日本の憲法を制定しましょうということです。

今朝の朝日新聞を見ますとですね、遠賀町で改憲草案。まあこれですね。遠賀町議会は国会に憲法改正の実現を求める意見書案を賛成多数で可決しておるようです。日本会議が提出した請願書を受けたもの。日本会議県本部、福岡県ですね。意見書案の可決は県内初めてだそうです。それで今、全国運動として日本会議が中心となって全国に発信しているようです。先日私は日本会議本部東京に電話して聞きました。ところが今、6月議会ではですね、市町村は八つといわれましたかね、県、47都道府県で十いくつかが可決されております。今後はどんどんそれを発信していきますということを言われていました。それで今現在、9月議会ではですね、芦屋町含めて十から十二ぐらいの市町村議会にこれが発信されておるようです。そして私はですね、それでこれを見てみますと、カラー刷りのですね、これ、全国に発信して、全部に回しているわけですね。前文には日本の美しい伝統文化を明記しよう。いわゆる首相ですね、安倍晋三さんが言われている日本の美しい伝統、こういう言い方です。そして、元首。今、日本は天皇が象徴天皇としておられますけど、今は天皇を元首として扱うよと、こういう言い方ですね。

それから9条、平和条項とともに自衛隊の規定を明記しよう。これについては自衛隊を軍隊にしていこうという考え方があるようです。そういう団体です。それから、環境問題、家族問題、緊急事態、憲法96条の問題ですね。家族については国家、社会の基礎となる家族保護の規定。環境問題は世界的規模の環境問題に対応する規定をとこういうような形でやられておりますが、

時代が変わった、憲法が変わった。今こそ世界の中で日本の憲法を変えようというような形でですね、日本は成文法保有国188国の中で18番目に古いと。しかも一度も改正されていないという憲法であるということですね。そしてわが国、報道各社の世論調査では、毎年過半数の国民が憲法改正に参加していますが、こういう言い方です。

私が思うにはですね、この、これもそうですけど、集団的自衛権にしてもですね、こういう国論を二分するような、これは委員会で、総務財政で言って、その集団的自衛権にしてもですね、この憲法改正についても、このちっぽけな芦屋町ですよ、本当に憲法問題や集団的自衛権を理解している人はどれだけおるだろうかなど。私も含めてですよ。これをわずか何十分、まあ十分、二十分審議したでしょうか。これで賛成、反対なんかできるわけないと思って、私のほかに別な議員さんも継続審議をやったんですが、否決されてしまいました。それで、こういうものを芦屋町議会として国論を二分するようなものを受け入れることは、請願としてですね、意見書としてですね、どうなかと。でもやっぱり出た以上は受け付けなければならないと。ということであれば、賛成か反対かと、こう言わざるを得ないわけですね。私としては、反対と言いましょうか。その問題について採決に参加しなければならないということであれば、私はこの憲法改正についてはですね、もう反対の立場をとらざるを得ないというふうに思っています。

もともとですね、先ほど言ったように、この県民も町民も二分するようなものをここで賛成するにしろ、反対するにしろ決定したらですよ、遠賀町のように遠賀町議会は議会としての——議会の総意として、もう国のほうに上がっていくわけですね。じゃあ、我々議員は町民に負託された議会なんですよ。そうすると芦屋町民もそれに賛成していった、反対したということになること自体、問題ではないかというふうに思われます。この点については、もう川上さんのほうですねいろいろ、るる言われましたけど、やはり皆さん方憲法9条を読まれたときに、96条はこの憲法の改正は各議員の総議員の、3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際、行われる投票において、その過半数の賛成を必要とするという条文があるわけですけど、この国民投票法というのが今までなかったわけですね。それで4年前に自民党、国民投票は2007年第1次安倍内閣のときに成立して、憲法改正国民投票法というのができたわけです。それに基づいて日本会議を中心にしてこれを、国民投票をやっていこうやないかというような流れであると思います。その中でこの国民投票の問題点は三点あります。

まず、今この日本会議が出された中ですね、問題なのは日本が一番古くて、まだ改正していないとこう言われています。ところがですね、アメリカは18回していると。ノルウェーは200回以上やっている。ベルギーは24回やっている。イタリアは16回。ドイツは57回。インド96回。フランス24回。ああ、じゃあ日本だけは全然やっていないんだなあと思うじゃな

いですか。これがまたあれですね。この日本会議の。ところがですね、アメリカにしる、ベルギーにしる、ドイツにしる、条文ごとに国民投票なんです。アメリカは27カ条やっているわけですよ。ドイツなんか57回憲法改正のというか、憲法を改正する必要はなくて、その条文をその賛成か反対かやればいわけですよ。日本の場合だったらですね。

つまり例えば日本国憲法があつて、教育基本法があるじゃないですか。生活保護法があるじゃないですか。情報何とかってたくさん法律があるじゃないですか。これは憲法改正されなくても立法府でやれることができますんですよ。それをやりなさいという政府自民党以外の方々がそれを提案しても、情報公開、個人情報問題、それから女性、男女平等の関係で夫婦別姓、名前の夫婦別姓条例、法律ですね。そういうのを提案しても全て否決するのは政府自民党ではありませんか。そういう方々がですねその憲法をですね、十把一からげにしてですよ、何もかも含めて憲法改正運動なんです。こういういいかげんな、ずさんなやり方で本当にいいんだろうか。

それから、過半数、国民投票は過半数以上であること。有権者のですね。今、日本は非常にこの国会関係については投票率が非常に低いです。例えば40%ぐらいだったとしますよね。40%の過半数が20%です——半数ですね。ところが全体の国民の有効投票数とすればもう15%か20%しかないんですよ。今、住民投票条例があちこちでやっていますね。合併問題についても、住民投票条例制定のためにやっています。でもこれは、ちゃんと条件がついて過半数の有効投票数が、有権者の過半数以上と決まっています。これにはないんですよ。曖昧にしているんですよ。だから結局、投票数の過半数ということで決まっていくという曖昧さがあるということ。

それから、この国民投票が出されるときは、公務員は政治活動をしてはならない。裁判所のあれもできない。警察官もできないというふうになっています。ところが、ドイツ、イタリア、アメリカは、スイスなんかは裁判官もいいんですよ。警察官もいいんですよ。公務員もいいんですよ。自由に賛成か反対かできるんですよ。そして年齢を今20ですけど18歳に下げる。今高校の教員が非常に困っています。ちょうど入学したときが十五、六ですから。そのときにもし、これが通ればですね、現代社会でですね、国民投票について憲法について論議しなければならない。そうしますと圧力をかけられることもあるだろうというふうに言われているわけです。そういう非常にずさんなこの国民日本会議が請願で提案されている問題については反対せざるを得ません。

次に行きます。申し訳ありません。時間が過ぎておりますが。

この次は集団的自衛の行使容認に反対する意見書ということで、これももう簡単に行きますと、やはり今、実権主義のなし崩し、主権在民主義、基本的人権、平和主義という理念を持つ日本国憲法のなし崩しになっていくのではないかと。その中でですね、今るる言われましたけれど、ほかの方が言われましたが、この集団的自衛権の賛成者はですよ、例えば読売新聞ですね、どちら

かと言うと、自民党さんよりの新聞ですらですね、評価するが36%。これは8月11日の調査です。それから、評価しないが51%。もう過半数の方が反対なんですよ。滋賀県知事選挙でも自公が推した候補が敗れました。そして、産経ですらですね、産経の調査でも公明党支持層ですらですね、この閣議決定されたことを50%の人がやっぱり反対だと。

その中であって、こういう戦争に関する問題が大きくなればなるほど、自衛隊の方々がですね、やめられるのではないかと。今、田島議員がそういう強い意志のもとでそういう戦地に向かって行く、やるんだという意気込みがそれはあられるでしょうけど、私はむしろ芦屋町、自衛隊基地を抱えている芦屋町は、本当にその人の気持ち、親、子供、孫、そういうことを考えたときにですね、自衛隊の方はこの集団的自衛権は反対だと言えるわけじゃないですか。だからこそ芦屋町の住民が、芦屋の住民がこの自衛隊員の本当の気持ちになってですね、集団的自衛権はやはり問題なんですよね。やっぱりこれは反対なんですよねと言うことのほうが、自衛隊にとっては自分たちのかわりにかわって芦屋町議会は反対してくれたと逆に喜ばれるのではないのでしょうか。私はそう思って、本当の意味での自衛隊員の方々の信念はなんなのかということを知る必要があるなというふうに思っております。

そういうことになれば、私は、私の子供が、孫がこういう徴兵制になって後方支援じゃなくて、前方支援で行けといったときに、私はすぐにやめさせますよ。じゃあやめさせましたら、お前非国民かというのが、戦前の話ね。非国民かと。なりますよ。どうですか皆さん。今の安部晋三が行きますか。安部晋三行けませんよ。孫が行きますか。ということになるわけですから、私は絶対反対。非国民になるかもわかりませんが、それは、それでいいですよ。命のほうが大事だから。皆さん方どう思われますか。

その中でですね、その徴兵制の制度になっていくわけですけど、その中でですね、安倍さんは徴兵制など考えていませんというふうに言われていますけど、元石破幹事長は徴兵制は憲法違反だとは思わないと公言しておりますね。つまり、解釈変更で集団的自衛権を行使を強行するように、徴兵制は可能になっていくという恐れがあると。私たちは、主権在民主義、基本的人権主義、平和主義の理念を持ってですね、この日本国憲法を守るためにはこの集団的自衛権についてですね、意見書に賛成をしたいと思えます。

それから、玄海原発の意見書ですけども、今ですね、田島議員さん60キロと言われたかわかりませんが、私は100キロ以上あると思いますが、それくらいの遠いところではありますけどね。いかがでしょう。ソ連のチェルノブイリ事故ではですね、日本まで2日後にこの放射能の飛散が8,000キロあるんですよ。8,000キロ離れているのにですね、この福岡県、北九州でもヨウ素やセシウムが観測されているわけです。そして今、同事故ではですね、今ソビエトですね、チェルノブイリでは、半径300キロ、広い範囲で居住制限地域が現れている。600キ

口付近まで点々と汚染地帯となっております。これはもう公然とした事実として明らかになっております。

これはお互いに賛成反対討論というのはお互いに、学問をするところだと思いますから。そして今、この福島原発はこのセシウムはですね、大気中に漏れたセシウムは広島原爆に換算して約168発分です。汚染水は除いております。このような大きな事故が考えられる。そして今ですね、私たちの委員会の中でも原発が動かなく、稼働しなくなったら、電気が止まるのではないかとか、こういうふうに話をされましたけど、今、平成23年12月より、玄海原発が停止されました。23年12月。今日までですね、九州では原発はないんですよ。社会、経済動いていんじゃないですか。日本では原発がゼロですよ、今。動いているじゃないですか。安全・安心神話とかいったもの全くうそですよ。そして、この経済でしたか、産業省かなんかが出したのが、原発以外の電力のほうが安いということが新聞にも出ていましたし、ホームページにも出ております。

そういう中であって、この川上議員さんが出されている、この北九州ではガスコンバインサイクル発電が非常に有効的であると。今は全国的にもそういう方向に流れているわけですね。

そういう意味では、玄海原発の再稼働についてはですね、反対だということ。だから、意見書については賛成というふうに言わざるを得ません。

最後になりますが、請願第4号、芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）設置を求める請願についてです。私は先日の連合審査会の中ですね、請願人を出頭させて、出頭という言い方は失礼ですが、参加させて請願の趣旨を聞くこと。また、福祉担当者から事情を聞くこと。これは川上議員さんから言われたことですが。また、町が持つ書類の提出を求めることができるんですよ。芦屋町議会会議規則によってですね。それもせず、わずか一時間の審議で民生委員会に差し戻すなんてどういうことでしょうか。したがって、私は14名の請願者と711名の署名者にかかわって、この問題点を説明していきたいと思っております。

22年度の疑惑ですね。疑惑と言っていいのか。その請願人にしろ、署名をした方は疑惑とおっしゃられるでしょうが。22年度建設予定地であった田屋区の地番を町が非開示にしていること及び地区住民に対する総会が開催されていないにもかかわらず、町が福岡地裁に提出した準備書面には、住民説明会の議事録が提出されていると記載していること。まず、ここから言います。私はこれについて一般質問を何回かしましたが、何で非開示にせないかんのですか、こんなこと。負けたからといって、なんで控訴しなければならないんですか。何か問題があるんじゃないですか。

それで、まず田屋地区では総会や地元説明会がなかったにもかかわらず、この総会と地元説明会の意味についてちょっと意見がありましたけど。要するに、住民説明会でも結構だと思います

が、かかわらず、住民説明会の会議録があると。裁判所にも出されているわけですね。であれば、私は地元の方々にも相当な人に聞いていますよ。総会でもその地元説明会はないですよ。だったら、連合審査会や民生文教委員会でなぜそこに行かないんですか。田屋区の元区長や組長に確認する必要があるではありませんか。それをなぜしないんですか。芦屋町が答弁はする必要がない。確認する必要ない。よくもそんなことが言えますね。それで皆様方もこういうふうに言っているからですか。そして、隣接地権者の同意は全てではないが、同意のない地権者がいることを認めているんですよ。だったら、それは誰か。連合審査会で聞く必要があるじゃありませんか。それ、なぜしないんですか。

まさにこのことが留意事項を反故ですよ、これ。町と県が作成した留意事項に違反したわけですよ。重大なこれ事故だ、重大な事件に値するじゃありませんか。これ、地方自治法や公務員法違反ですよ、こんなの。その点を指摘しますと、福岡県が事業者から受けた協議書は何ら問題がなかったというものであるからというようなことで答弁しますが、皆さん方もそういう見解に基づいて考えられていると思いますが、こんなの論理のすりかえを行っていることはわかりませんか。会議録が本当に存在するならば、私は、また皆さん方も請願者の方もですね、捏造文書ではないかと思わざるを得ないし、私もそういうふうに思わざるを得ません。22年度はそうですね。

24年度の疑惑といいましょうか、それについては一時預かり。24年度の3月何日かの締切日にですね、その関係事業者が持ってきた、そして一時預かりです。そしてそれを受理したわけですよ。一時預かりじゃない、受理したんやということを小倉タイムスに抗議といいましょうか、説明した。小野課長の名前でですね。受理したことになっている。そしてその後、不受理になっているわけです。そういうことが小倉タイムスにも細かく書いてありますが、私はその話を連合審査会で話そうとしても、もう時間がありませんでしたので、もう打ち切られました。

それから25年度の疑惑というかそういう問題点については、分筆行為は法的に問題ではないか。問題ではないのではないのかと言われましたね。だから私は、自分の土地をですよ、100坪なら100坪を10であろうが20であれば分筆することは何も法律違反ではないでしょ。だったら何の目的でそんなことするかわかりませんが。でも反対した3人の地主、あの三軒屋地区の山鹿郵便局のですね、隣の隣が予定地の約1,000坪。その道路側、その前に道路側歩道があって4メートルの歩道があります。それで十何メートルの町道があります。そして地主が一、二、三軒ありますが、その前の3軒のうち2軒は反対したわけですね。その建設予定者の事業者が二回、三回説明に行きましたけど、反対やと。環境は破壊される、百姓さんの仕事はできなくなる。そういう意味で反対をされた。右側のほう、この建物の裏側のほうの水路を挟んだところの地主さんも建物がありますけど、反対をした。反対されたために締切日ですね、11月9日だ

ったと思いますが、24年の11月9日の締め切りの4日ほど前に分筆しているんですよ。その3カ所をですね。そして、同じ所有者。そして、その分筆した土地がいわゆる隣接地権者の地主として同意書を事業者に渡し、その事業者が町に提出し、町はそれを県のほうに問い合わせされたかわかりませんが、問い合わせされたんでしょうね。この委員会の中ではですね、連合審査会の中では、横尾議長がですね、県は分筆していいよとそれらしきことを聞いたと言われています。そうであればですね、これは県も町も事業者も癒着じゃありませんか。留意事項違反じゃないですか。

〔「討論でありますので、ご自分の賛成か反対かのご意見をですね、もう少し端的に述べていただければと思いますが。」の声あり〕

○議長 横尾 武志君

そういう、ご意見が出ておりますが、皆さんいかがですか。

〔「賛成」の声あり〕

○議長 横尾 武志君

ではしばらく休憩します。

○議員 4番 妹川 征男君

あと、3分で終わりますよ。

○議長 横尾 武志君

いや、3分でも4分でも・・・・・・・・。

しばらく休憩します。

午前11時47分休憩

午後12時00分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

引き続き妹川議員。簡潔に。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

途中から休憩に落とされましたが、25年度の疑惑について、疑惑というふうに皆さん方思われているわけですから、そういう隣接地権者、本心の隣接地権者の同意が取れずして、その施設地内の同意を取るために分筆をした。そういうことを考えたときに、真の隣接地権者の尊厳を踏みにじっている行為と考えられないのかな。その方々は県のほうに陳情に行っておられますね。

それから、もう一点はですね、副町長も言われておりましたけど、土地の所有者と土地の利用者が違う場合は、その土地の利用者の同意も必要であるというのは、平成25年度の分には書か

れてあります。26年度からは、ないんですね。それから26年度は、分筆していいようになっているんですね。何でか知りませんが。25年度については、分筆とかいうのは書いてありませんけれど、してはいけないと思っています。だから、じゃあその土地の利用者の同意を取れているのかといえば、取れていない。取る必要はない。と答えられていますが、この方は農地法による耕作者なんです。農地法による耕作者。借地権とかそれと同じようなもの内容だと思います。これは取れてないで、申請して受理したということについては、何か問題点は感じませんか。

もろもろ説明していきました。22年、24、25についてですね。町は県に随時説明を求めてきたと。問題はないと。そのような形で説明をされておられましたけど、私も含め請願人の方々も数えればきりがなくらい疑問点が、総合的に考えれば、町は特定の事業者に便宜を図ったのではないかというような疑問点やそのことが説明責任がない中で、その疑惑が出てきているのではないかということで、この百条委員会設置のですね請願が始まったものと思っております。

小倉タイムスの記事のようにですね、官製談合か。特養のことについてこう書かれてありましたけれども、もう一回ですね、その辺を十分に見られてですね、やはり検討していただけたら、ぜひ百条委員会設置の請願をですね、可決していただいて、特別委員会なりをつくってですね、今後、真相究明に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

以上で、賛成・反対討論を終わりますが、議長お願いします。先ほどですね、私の説明の中で中断されましたけど、福岡県で芦屋町だけですね、議案がたくさん三十なり四十近くあるんですけど、一括討論というのはこの芦屋町だけのようですね。私調べましたところね。だからこれについては議会運営委員会等で、議案については一括じゃなくて・・・・・・・・

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

その話は、今休憩中に議運の委員長と協議をして、この12月議会までには、その討論のやり方、時間、きちんと決めようと思っておりますので、わかっております。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、私はこれで賛成・反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

日程第28、請願第4号、芦屋町議会内に調査特別委員会設置を求める請願について、反対の立場から討論をいたしたいと思えます。

芦屋町の議員と議会は、芦屋町の町民から負託されたことを責任持って審議、結論、判断をすることが責務です。今回請願されています百条委員会の内容の特養の事案については、私議員1

0年間やっている記録をすべて見ましたけども議案としても、また委員会の話の中でも一切このような案件は出ておらず、私議員としてこの件についての審査、意見を述べたこともありません。

よって結論として、この内容は私たち芦屋町議会の議員に負託された案件ではないと判断しました。負託されていない内容の案件について、百条委員会いわゆるこれは裁判です。責任を問うようなことを行う権限は、芦屋町議会、私議員としてないと判断いたしますので、この請願第4号に反対いたします。

追って言うなら、もしこの案件を審議するとすれば、多分この責任と検討するところは県議会だと判断、個人的にします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

請願第4号の芦屋町議会内に調査特別委員会設置を求める請願について反対の立場で討論いたします。

今議会に特別養護老人ホームに関する百条委員会設置を求める会の14名の方から請願書が提出されました。

まず、自治法第100条には「地方議会は自治体の事務について調査し、関係者の出頭や証言を求めたり、記録の請求ができる」とあります。また、「出頭や記録の提出を求められた際に、正当な理由がなくそれを拒むと禁固または処罰に処される」と書いてあります。出頭の拒否や、虚偽の申請があった場合には議会は告発しなければなりません。このように、百条委員会は調査の対象とされている人にとっては大変強力なものであり、町議会が調査を行う上での伝家の宝刀とまで言われております。そこで、今回請願されています三つの内容に疑惑があるということで、請願書が提出されております。

まず第1点目、25年度建設予定地内の3カ所が分筆され、某事業者はその土地を隣接地権者として同意書（なりすまし同意書）を作成し、町はこれを受理したことがあげられています。まずこの点について連合審査会でもいろいろお話を聞きました。まず、その分筆そのものが法律的に別に違反ではない。なおかつ、県の整備方針、また町の協議要項にもそのようなことは明確に記されておられません。なおかつ、県はこの申請書を受理しております。だから、特段問題がないと私は判断しております。

2点目、24年度応募事業者がありながら、2者とも受理されなかったこと。1者は不備な書類にもかかわらず、町は一時預かりをした後に受理。その後不受理。この間ドタバタ劇の繰り返しであったこと。この2点目については、応募事業者2者とも書類の不備によって受理できなかつ

ったことであり、これは要するに応募者の責務であると考えております。特段、行政においてこの受け付けに対する不備があったという判断は私はいたしておりません。

3点目、22年度建設予定地であった田屋区の地番を町が非開示していること及び地区住民に対する総会が開催されていないにもかかわらず、町が福岡地裁に提出した準備書面には住民説明会の議事録が提出されていると記載していること。まず、田屋地区の地番を町が非開示にしていること。これは情報公開条例に基づき、情報公開の審査をした中で、非開示にしていこうという決断が出され、そういうふうにしたものであります。第一審では判決は敗れましたが、現在、第二審で控訴中でございます。これについて百条委員会設置してまで調べる必要があるのか、私は疑問に思っております。

それから2点目の地区住民に対する総会が開催されたかということにつきましても、特段、総会の必要性というよりも地元説明会ということで終わっております。そういう中で、議事録が提出されたのであればそれを信じるしかないと思っております。こういうような3点目を審議した中で、この三つに疑惑が見えるかということについては、私は疑惑がないと思われるような展開が見出せないために、百条委員会をあえて設置するべきではないと判断いたしておりますので、反対といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第4、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第5、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第6、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第8、議案第56号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第9、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第58号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第59号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第60号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第60号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第61号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第61号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第62号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第1号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第2号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第3号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第4号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第19、認定第5号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第20、認定第6号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第21、認定第7号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第22、認定第8号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙

手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第23、認定第9号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第9号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第24、発議第4号について、委員長報告は原案否決であります。したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、発議第4号は、否決することに決定いたしました。

次に、日程第25、発議第5号について、委員長報告は原案否決であります。したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、発議第5号は、否決することに決定いたしました。

次に、日程第26、請願第2号について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、日程第27、請願第3号について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、日程第28、請願第4号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第4号は、不採択することに決定いたしました。

次に、日程第29、陳情第1号について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 横尾 武志君

ここで、請願第2号及び第3号、並びに陳情第1号が採択されたことにより、意見書案が提出されております。

意見書案を配付しますので、暫時休憩いたします。

[追加議事日程・意見書配布]

午後12時20分休憩

午後12時22分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。

追加日程第1、発委第4号から日程第3、発議第6号までの意見書案については、日程の順序を変更し、直ちに議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。

追加日程第1、発委第4号から追加日程第3、発議第6号までの議案については、請願及び陳情が採択されたことに伴う意見書案でありますので、この際、趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

追加日程第1、発委第4号から、追加日程第3、発議第6号までの各議案について、順不同により討論を許します。

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

発議第6号、国会に憲法改正の実現を求める意見書について、反対の立場から討論いたします。これは先ほど国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願が出ておりますので、このときにですね、請願に意見書についての反対の意を表明しておりますので、同じ理由でこれについて反対いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。

まず、追加日程第1、発委第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第2、発委第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第3、発議第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発議第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。

日程第30、同意第4号から、日程第32、同意第6号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたい、町長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員各位におかれましては、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でございます。早速でございますが、本日追加提案しております人事議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第4号、芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の三好利孝氏の任期が平成26年10月4日をもって任期満了となりますので、後任に塩田謙治氏を候補者

として推薦いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、本町議会の同意をお願いするものでございます。塩田氏は温厚な方で、民生・児童委員としても活躍されており、人格・見識も申し分なく適任ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第5号、監査委員の選任同意につきましては、現在の中西一雄氏の任期が、平成26年9月28日をもって任期満了となりますので、再度同氏を委員に選任したいことから、地方自治法第196条第1項の規定により、本町議会の同意をお願いするものでございます。

同意第6号、人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに松田義春氏を推薦するものでございます。松田氏は、芦屋町役場奉職中に人権担当業務及び住民の生活相談に長く従事され、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第30、同意第4号から、日程第32、同意第6号までの各議案については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。

まず、日程第30、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第31、同意第5号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第32、同意第6号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成26年芦屋町議会第3回定例会を閉会します。
長い期間のご審議お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午後12時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員